



《ごみの分別区分と収集回数》  
ごみの分別区分と収集回数は図-2  
に示すとおりです。

図-2

【収集ごみ】		排出場所	収集頻度	排出方法	処分先
生活系ごみ	燃えるごみ 生ごみ プラスチック類 革製品・靴 木くず・植木 (50cm以下) 音楽テープ アルミ箔製容器	可燃ごみ集積所	週2回	透明袋 半透明袋 レジ袋は透明・半透明に限る	大里広域市町村圏組合 (江南清掃センター・深谷清掃センター・熊谷衛生センター)
	燃えないごみ カン類 (飲料水・アルコール類のカン) ビン類 (ガラス製品) その他 (小型金属製品等・家庭用電化製品等) ペットボトル	不燃ごみ集積所	月2回	透明袋	大里広域市町村圏組合 (大里広域クリーンセンター)
	資源ごみ 新聞紙・雑誌・ダンボール 布類 紙パック	可燃ごみ集積所	月1回	ひもで縛る	民間業者
	燃える粗大ごみ ふとん 引越しなどのごみ ベッド 木製家具類	排出者が直接持込み			大里広域市町村圏組合 (江南清掃センター・深谷清掃センター・熊谷衛生センター)
	特別収集するごみ 廃乾電池・ボタン電池 廃蛍光管 体温計・鏡	指定 排出場所	年2回	透明袋	一時保管後業者処分 (彩の国 資源循環工場 (蛍光管) 利用)
	処理できないごみ タイヤ・灰・消火器・バッテリー・ブロック・バイク等 冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン・冷凍庫等	排出者が直接持込み			排出者責任処理
【持込ごみ(直接搬入ごみ)】					
事業系ごみ					大里広域市町村圏組合 (江南清掃センター)
生活系直接搬入ごみ					大里広域市町村圏組合 (江南清掃センター・深谷清掃センター・熊谷衛生センター)

# 特集 策定しました！ 寄居町一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画

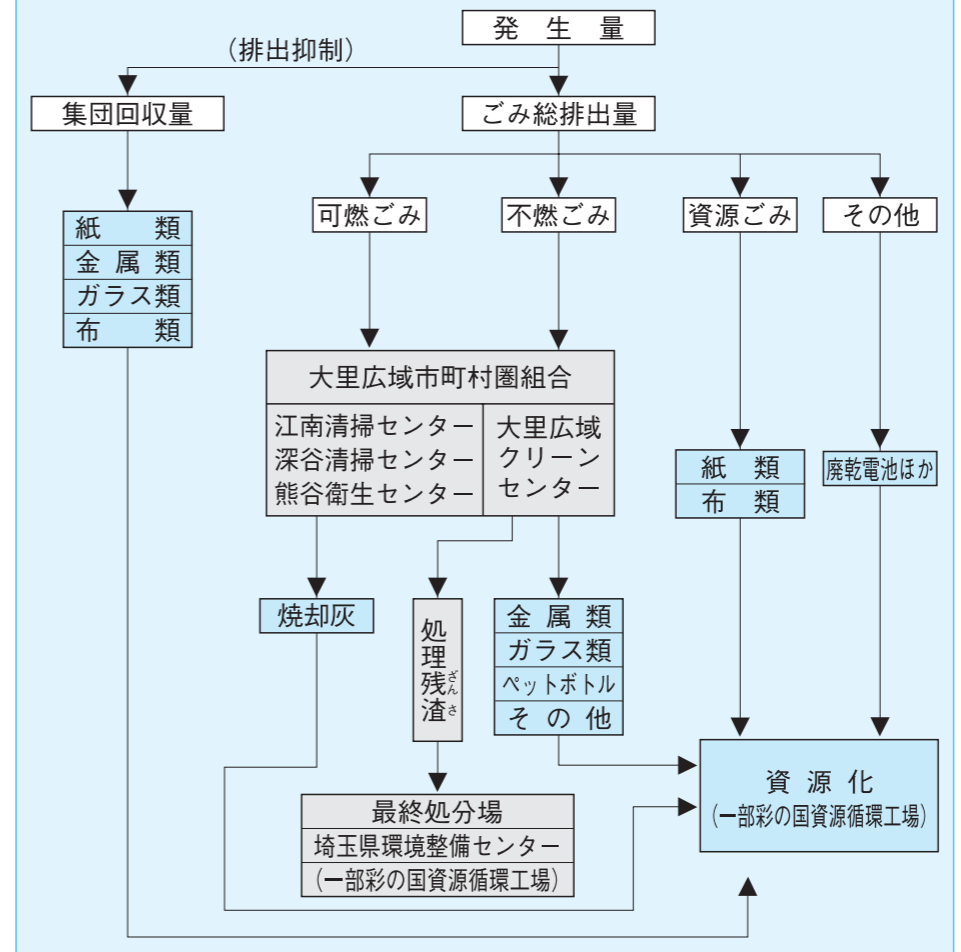
循環型社会の形成に一步でも近づくために！

**計画期間**  
本計画は、平成19年度から平成28年度までの10年間で計画期間とします。なお、計画は、概ね5年ごとに、また

**計画策定の趣旨**  
本町は、昭和59年2月に完成した寄居町環境事業所において、ごみ処理処分を行ってまいりましたが、平成11年のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成14年11月末をもって事業所を廃止しました。  
このため、平成14年12月から大里広域市町村圏組合で、ごみ処理処分を行うこととなりました。こうした状況の中で、本町におけるごみ発生量も増加傾向にあり、ごみの種類も多様化してきました。  
そこで、「廃棄物処理法」第六条第一項に規定された一般廃棄物処理基本計画を策定し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に一步でも近づくため、長期的な一般廃棄物の適正な処理に関する事項を定めるものです。

町では、町内のごみ処理の現状を把握し、循環型社会の形成に一步でも近づくために、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。

図-1



**ごみ処理の現状**  
《ごみ処理の概要》  
本町から排出されるごみは、図-1に示すようなフローで処理されています。  
は諸条件を大きく超える社会・経済情勢等の変化があった場合、必要に応じて見直しを行います。

